

# 日本肢体不自由者卓球協会 日本代表公式ユニフォーム着用に関する規程

日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）が指定した、強化指定選手及び日本代表選手が着用する、日本代表公式ユニフォームについて、次のとおり規程を定める。

## 1 ユニフォーム

本規程において、ユニフォームとは、ジャージ上下、ゲームウェア上下の4点を総称したものをいう。

## 2 着用の規程

- (1) 強化指定選手及び日本代表選手に指定された者は、その自覚と誇りを持って公式ユニフォームを着用すること。
- (2) 原則、ユニフォームは協会が派遣及び主催する事業のみ着用を認める。
- (3) 上記以外で着用する場合には、必ず事前に協会へ問い合わせること。

## 3 保管

強化指定選手及び日本代表選手は、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心掛けること。

## 4 禁止事項

- (1) 公式ユニフォームを第三者に譲渡、貸与ならびに売却すること。
- (2) 協会が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームにつけないこと。
- (3) 強化指定選手及び日本代表選手は、協会の事前承諾なく第三者等の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。
- (4) 公式ユニフォームに関することを、SNS等で情報発信すること。

## 5 届出の義務

公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかに協会へその旨を知らせること。

## 6 その他

本規程に定めのない事項については、会長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。